平成２６年（フ）第４９４号
埼玉県春日部市粕壁東５丁目17番42号　ホワイトメゾン101号
債務者　横山千鶴子（旧姓鳥海）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４９９号
埼玉県春日部市豊町２丁目９番地26
債務者　島田　　修
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５０２号
埼玉県越谷市蒲生旭町９番３号　中野マンション203
債務者　上田　　彰
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５０３号
埼玉県越谷市蒲生旭町９番３号　中野マンション203
債務者　上田留美子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５２８号
埼玉県ふじみ野市うれし野１丁目10番５号ハイツグランデール102、前住所埼玉県富士見市渡戸２丁目14番15号
債務者　木村　謙二
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３８号
静岡県周智郡森町睦実2060番地の11
債務者　坂田　　晶
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
静岡県周智郡森町睦実2060番地の11
債務者　坂田　千春
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
福岡県行橋市大橋１丁目４番41号　細川アパート103号
債務者　森　えみこ
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
福岡県行橋市南泉３丁目７番11号　サンサンハイツ101
債務者　榎本　　博
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
北海道名寄市字緑丘６番地１　緑丘第１団地第118号１号棟
債務者　田畑　鉄矢
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第４３号
山形県鶴岡市大部町11番23号
債務者　三浦　祐太
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第６０号
山形県酒田市千石町２丁目14番８号
債務者　西田　美枝
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第５１２号
埼玉県入間郡毛呂山町大字川角55番地３　ＳＫハイツ201号
債務者　仲　　光夫
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５３６号
埼玉県飯能市大字川寺307番地１　ニャロ・メゾン102
債務者　高野　勝弘
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５３７号
埼玉県飯能市大字川寺307番地１　ニャロ・メゾン102
債務者　高野　真美
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５５２号
埼玉県狭山市狭山台１丁目23番地の25　コーポミッキーＢ―201
債務者　瀬戸山さとみ
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５７１号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目６番101号
債務者　石田　栄子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日までさいたま地方裁判所川越支部